

2019年(平成31年)4月8日(月曜日)(4)



## 運送業界の健康支援を生きがいに

新しい年号も決まり、いよいよ働き方改革がスタートしました。ドライバーには5年の猶予があるということですが、関連法案である労働安全衛生法も一部改正され、産業医や産業保健の機能が強化されています。健康経営に着目されている事業者も多いようですので、今回はそのポイントに触れてみましょう。

### ■産業医の権限強化

改正労働安全衛生法では、企業は産業医が適切に従業員の健康を管理するために必要な情報を提供する(義務)ことや、産業医の勧告内容を衛生委員会に報告する(義務)など、産業医の権限を強化しています。このように解説すると、「当社では関係ない」

### 166 働き方改革と改正労働安全衛生法

《全日本トラック協会 SAS 検査受託機関》  
NPO 法人 ヘルスケアネットワーク  
(OCHIS)

**副理事長 作本 貞子**

「安全と健康を推進する協議会(両輪会)」代表  
国土交通省健康起因事故対策協議会委員

TEL : 06-6965-3666

FAX : 06-6965-5261

東京オフィス TEL : 03-3295-1271

E-mail sakumoto@ochis-net.com  
HP <http://sas.ochis-net.jp/>

(次回は5月13日号に掲載)

と思われる50人未満の企業の方もおられるかもしれません。が、従業員の健康が経営上の優位になりつつある時代であることには、ぜひ押さえておくべきでしょう。

### ■従業員の心身の情報を生かす

次に、同法では、企業は従業員の心身の情報の収集・保管や適切に管理することなどを義務となっています。従業員の心身の情報といえば、ます定期健康診断結果ですが、その事後措置に基づく安全配慮が事業主に課せられた義務であることは、すでに周知の通りです。

### ■運輸ヘルスケアナビシステム枠は1・5倍に

「トラック事業者はラッキー!!」だと改めて思えるのは、運輸ヘルスケアナビシステムには改正労働安全衛生法に基づく、情報の見える化からフォローアップまでのサポートがほぼカバーされていること、しかも全ト協の支援により、ごく一部の負担で利用することができるからです。今年度のシステム枠は昨年度の1・5倍の7500人を予定。ぜひご活用ください。(詳細は全ト協HPにて)

そして今回のキーワードは

企業、従業員、衛生委員会、産業医(産業保健スタッフ)で、これらの関係がスマートに有効に機能することを目指しています。具体的には、健診後の事後措置、健康相談・面談指導の実施、労働時間の把握、健康情報の提供などが示されています。しかし、その義務達成が難しい現状を踏まえ、2017年に誕生したのが、全ト協の「運輸ヘルスケアナビシステム」です。